

【富士市】令和4年12月版

申請概要  
↑様式  
↑原油高騰関連 セーフティネット保証5号(ロ)  
認定申請書類チェックリスト

申請者名			
金融機関名等	※支店名を含む		
担当者名		TEL	※不備等があった場合の問い合わせ先

※担当者の名刺（写し可）の貼付可

- ・申請受付時間 **9時～12時、13時～16時**（16時過ぎは翌開庁日の受付扱い）  
→制度融資の申込受付は17時まで。
- ・認定書が発行されましたら、市からご連絡します。（SN5号（イ）とは運用が異なります。）  
（認定書受取対応時間 8時30分～12時、13時～17時）

代理の場合は金融機関がチェック↓

NO.	書類	申請者 確認欄	富士市 確認欄
1	認定申請書 2部（1部は写し可）		
	1) 正しい様式を使用しているか（ロー①/②/③）		
	2) 富士市内で、事業継続しているか（主たる事務所があるか）		
	3) 条件を満たしているか ・上昇率及び依存率が20%以上となっているか ・P（もしくはP1、P2）が0より大きい数値になっているか		
	4) 最近1か月は直近の月となっているか		
2	5) 申請者の業種は指定業種に当てはまるか ①日本標準産業分類の細分類（4桁）で記載されているか ②「その他の〇〇」に該当する場合は、具体的にどのような業種なのかを補足資料等で説明してください。		
	申請書の確認書 1部		
	認定申請書に対応しているか		

NO.	書類	申請者 確認欄	富士市 確認欄
3	記載事項の説明資料（根拠資料）		
	企業全体（必要に応じて指定業種全体）の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、試算、売上台帳、仕入帳、領収書、納品書等）		
4	市内で事業を行っていることの証明書類／業種確認書類		
	【法人】商業登記簿謄本（登記事項全部）※写し可 ①発行から原則3ヵ月以内		
	【個人事業主】確定申告書（第1表）※直近のもの （個人）上記の書類がない場合、または、3に記載の住所と市内事業場の住所が異なる場合の証明書類 ①許認可証の写し 等	※	
5	委任状		
	①申請種類は合っているか（第2条第5項第5号）	※	

「申請者確認欄」の※印は、該当する場合にチェックしてください

\*富士市 産業政策課 CNF・産業戦略担当 直通 0545-55-2952

(参考)

日本標準産業分類 (e-Stat)

